

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書について

生涯を通じた歯科健診の実現を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年6月28日

旭川市議会
議長 福居 ひでお 様

提出者 旭川市議会議員

笠井 まなみ

あべ なお

たけいし よういち

石川 まさゆき

沼崎 雅之

えびな 安信

高橋 ひでとし

菅原 範明

佐藤 さだお

松田 たくや

安田 よしまさ

杉山 允孝

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、母子保健法に基づく乳幼児に対する歯科健診や学校保健安全法に基づく小学校、中学校、高等学校等の児童生徒に対する歯科健診等は実施が義務付けられているものの、健康増進法に基づく40歳、50歳、60歳、70歳の方に対する歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは義務付けがされておらず、成人期以降の歯科健診の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持、増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2022において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、政府においては、歯科口腔保健の推進に関する法律の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずることを強く求める。

- 1 いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体を始め関係者の意見を十分反映させること。
- 2 いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、国において財政措置を講ずること。
- 3 いわゆる国民皆歯科健診の実現と併せて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるような、総合的な取組をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会